

ポリオ（小児マヒ）生ワクチン投与を行います

- 場所** 保健センター 2階
- 対象者** 生後3カ月から90カ月（7歳6カ月）未満の子どもで2回の接種が終了していない人
- 受付時間** 午後1時30分～2時30分
- 必要なもの** 母子健康手帳  
予診票（持っていない人は会場でお渡しします）
- 注意事項**
  - ①病気などで治療中の人は、当日の接種が可能であるか、かかりつけの医師にご相談ください。
  - ②下痢をしている子どもは受けることができません。
  - ③他の予防接種との間隔にご注意ください。
  - ④予診票の記入には、必ずペンまたはボールペンで記入してください。
  - ⑤投与前後30分は飲食を避けてください。
- その他** 予防接種にあたり、投与の意思を確認しますので、子どもの健康状態がよくわかった保護者（親権を行う人・後見人）が同伴してください。保護者以外（親族）が同伴する場合は、委任状が必要です。事前に保健センターに取りにきてください。

●日時・対象の地区

日程	地区
10月25日（火）	有明・桜山
10月27日（木）	中央
11月4日（金）	荒尾
11月7日（月）	清里・府本
11月10日（木）	平井・万田中央
11月11日（金）	八幡・万田
11月18日（金）	緑ヶ丘

保健センター ☎63-1133

高齢者の健康づくり・地域活動 体験講座に参加しませんか

おおむね60歳以上の人を対象に、ちょっとしたことからできる地域貢献やコミュニティ・ビジネスを通じた地域づくりについて、楽しみながら学べる講座を開催します。

●**場所** あらおシティモール 2階 志働塾荒尾館

●**申込方法** 事前申込が必要です。名前、連絡先、参加したい講座名をご連絡ください。

【申】 NPO法人まちづくりあら'モ  
☎65-8188  
【問】 九州経済調査会  
☎092-721-4900  
県高齢者支援課  
☎096-333-2215



講座1	ご近所さんと語り合う「まちかど喫茶店」
日時	①11月2日（水） 午後1時～2時30分 ②11月5日（土） 午前10時30分～正午
定員	各回50人 両日とも同じ内容です。どちらか1つの受講になります。

講座2	健康づくり・地域活動支援講座
日時	健康づくりや地域活動を体験しながら、ちょっとしたことから始められる地域貢献について一緒にかんがえませんか？ ①11月12日（土） 午後1時30分～3時 ②11月19日（土） 午後1時30分～3時 ③11月26日（土） 午後1時30分～3時30分
定員	30人（連続講座・全3回）

講座3	地域の困ったをビジネスに変えるー「社会企業講座」
日時	コミュニティビジネスを通じた地域づくりのための実践的な講座を実施します。 ①11月13日（日）②11月20日（日） ③11月27日（日）④12月4日（日） 全て午前10時～午後4時
定員	10人（連続講座・全4回）

県有明海区漁業調整委員会委員選挙人名簿

県有明海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧ができます（9月1日調べ）。該当者は確認してください。

●期間

10月20日（木）～11月3日（木）  
午前8時30分～午後5時

●場所

市役所1階  
選挙管理委員会事務局  
※登録漏れや間違いがあれば、異議の申し出ができます。期間内に印鑑をご持参ください。

●届出期間

契約（予約を含む）締結日から2週間以内（締結日を含む）

●届出窓口

土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課（市内の場合は土木課）  
土木課 ☎63・1485  
県地域振興課 ☎096・333・2181

●期間

10月16日（日）～平成24年2月5日（日）の毎週日曜日（元日除く）  
午後1時55分～2時

●放送局

エフエム熊本  
パインナリティ  
本田みずえさん

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

一定面積以上の土地を売買などしたときは、契約後に権利取得者（買主）が届出する必要があります。

●届出が必要な取引

売買、交換、売買予約、譲渡担保、代物弁済など

●荒尾市の届出対象面積

5000㎡以上

●届出期限

契約（予約を含む）締結日から2週間以内（締結日を含む）

●届出窓口

土地の所在する市町村の国土利用計画法担当課（市内の場合は土木課）  
土木課 ☎63・1485  
県地域振興課 ☎096・333・2181

就労に悩む若者を応援します

「地域若者サポートステーション」とは、さまざまな理由で働くことに不安を抱えている人や自信をなくしている人を始めとしたおおむね15～

39歳の若者や家族に対する地域の支援拠点です。

ここでは、「自分に合った職業・職種がわからない」「就職に不安がある」など、働く意欲を持ちながら行動に踏み出せない若者やご家族からの相談を受けたり、キャリアアカウンセラーや臨床心理士がカウンセリングを通じて一人一人の状況にあった支援プログラムを作成したりします。就労でお悩みの人は、まずはご相談ください。

国民年金保険料を納めている皆さんへ

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。（その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当）  
この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が必要です。詳しくはおおむね10月30日までの間に国民年金保険料を納付した人には、

熊本県の最低賃金が改定されます

●**時間額** 647円  
●**改定日** 10月20日（木）  
この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。詳しくはおおむね10月10日までに問い合わせください。  
●**最低賃金ワン・ストップ無料相談** 最低賃金の引

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、10月下旬から11月上旬までに、日本年金機構から送付されます。年末調整や確定申告の際には、必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

なお、10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付した人には、来年の1月下旬に送付されます。  
家族の国民年金保険料を納付した場合も、納付した本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

玉名年金事務所

☎74・1638

玉名最低賃金相談支援コーナー

☎71・1601

熊本労働局労働基準部貸金室

☎096・355・3202

お詫びと訂正

10月1日号掲載の記事に誤りがありました。お詫びして訂正します。

【9ページ】

史青秀さん 写真下のプロフィール

【11ページ】

①「辛亥革命100周年記念シンポジウム」問い合わせ先 政策企画課  
☎63・12734  
②「宮崎兄弟と革命の志士たち 未公開史料点」問い合わせ先 宮崎兄弟資料館  
☎63・2535  
（誤）☎63・2595  
（正）☎63・2595